

大阪PCB廃棄物処理施設運転業務(平成17・18年度)の 競争参加資格(予定)について

大阪PCB廃棄物処理施設運転業務(平成17・18年度)の主たる業務は、次に掲げるものとし、下記の競争参加資格とすることを予定しています。

- ①処理施設設計上の安全思想、環境保全機能等の理解
- ②処理施設の設計概要の把握と理解
- ③作業標準書(案)に対する試運転時作業の実施状況を踏まえた改善提案
- ④試運転時における施設運転方法の習得、訓練、実習
- ⑤操業開始後の施設の運転作業及び日常点検並びにそれらの実施状況の記録及び報告
- ⑥定期的保全及び異常時の修繕等の提案及び工事立会

記

競争参加資格(予定)

競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料(以下「競争参加申請書」という。)の提出期限に於いて、次に掲げる条件を全て満たしている者により結成された共同企業体、又は全て満たしている単体企業であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 競争参加申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、日本環境安全事業株式会社から、日本環境安全事業株式会社指名停止措置要領(平成16年日本環境安全事業株式会社達第14号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 平成7年度以降に、次の①又は②のいずれかの要件を満たすこと。(その要件を満たす者と資本及び人事面において関連があり、当該者の技術上のノウハウを使用することができる技術協力関係を確保していると認められる者を含む。)
 - ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく施設設置許可を受けた脱塩素化分解法によるPCB廃棄物処理施設の運転管理の実績を有すること。
 - ②プラント施設の運転管理の実績を有し、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく施設設置許可を受けた脱塩素化分解法によるPCB廃棄物処理施設のうちPCB廃棄物の処理に直接必要な設備の設計及び施工

を行った実績(施工中のものを含む。)を有すること。

(6) 次に掲げる技術者を配置できること。

①統括作業管理者

大阪PCB廃棄物処理施設が高圧トランス及び高圧コンデンサ並びにそれらと同等以上の大きさを有する形状の電気機器等を受入れ、PCBを抜油し、切断し、切断した部材を溶剤で洗浄し、洗浄した油を抜油したPCBとともに脱塩素化分解するなどの複数の工程を有するプラントであることを踏まえ、それらの各工程において行われる運転作業を統括し、②の運転指揮者を通じて各作業員に対して、日本環境安全事業株式会社が定める作業標準書に即した作業を行わせることができる知識及び経験を有する者であることを証する職務実績を有する者。

②運転指揮者

統括作業管理者の命を受けて、次の③から⑤に掲げる者がそれぞれの責務を果たすことができるように的確に指揮することができる知識及び技能を有する者であることを証する職務実績を有し、かつ、次のいずれかの実務経験を有する者。

ア. 化学反応、蒸留、抽出その他の化学的処理に係る装置若しくは設備又は化学反応を伴う製造装置(以下「化学反応装置等」という。)を有する事業場において、化学反応装置等を5年以上運転した経験。

イ. 解体工程(鉄製の高圧トランス等の切断、解体等を行う工程をいう。以下同じ)に類似した作業(以下「解体等作業」という。)を行う設備を有する事業場において当該設備を5年以上運転した経験。

③西区画運転作業長

運転指揮者の命を受けて、解体工程で切断、解体された部材を溶剤で洗浄する装置、真空加熱分離装置を運転操作する作業員並びに解体等作業班長及び受入・払出を担当する作業員に作業を行わせる者であって、解体等作業を行う設備を5年以上運転した経験を有する者。

④東地区運転作業長

運転指揮者の命を受けて、脱塩素化分解装置を運転操作する作業員に作業を行わせるものであって、化学反応装置等の運転操作に5年以上従事した経験を有する者。

⑤解体等作業班長

西区画運転作業長の命を受けて、解体工程で作業する者により構成される作業班の長として作業を行う者であって、解体等作業に5年以上従事した経験を有する者。

○なお、本業務の履行期間は平成17～18年度としているが、次年度以降の委託契約については、本業務の履行実績を踏まえ、各年度ごとに本業務契約相手方と随意契約を締結することがある。